

電気の経過措置料金の存続の基準について大臣に回答（2019年4月）

- 電気事業法においては、小売全面自由化後に「規制なき独占」に陥ることを防ぐため、低圧需要家向けの小売規制料金について全国すべての地域において経過措置を講じてきたが、2020年4月以降は「電気の使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして経済産業大臣が指定する」供給区域のみ、経過措置料金が存続することとなっている。
- これについて、大臣からの求めにより、指定及び解除の基準等について検討し、2019年4月、以下の通り回答した。

大臣への回答の概要

1) 経過措置料金が適用される指定旧供給区域の指定及び指定解除に係る基準

別紙の通りとすることが適当である。

2) 当該基準に照らした各供給区域における競争状況の評価

各エリアの①消費者等の状況、②競争圧力、③競争の持続性を総合的に判断すると、現時点の競争状況にかんがみれば、2020年4月の時点においては、全てのエリアにおいて経過措置料金を残す地域として指定することが適当と考えられる。

3) 実効的な事後監視の仕組みその他必要と考えられる事項

競争を活性化させるためには、卸市場の活性化が不可欠であり、みなし小売電気事業者の社内及びグループ内における小売市場の競争を歪めるおそれがある不当な内部補助を防止するための方策がより一層、検討されることが必要であるのみならず、その他の競争促進策について引き続き推進していく必要がある。等

(別紙) 経過措置料金が適用される指定旧供給区域の指定及び指定解除に係る基準①

第1 改正法附則第16条第1項の経済産業大臣の指定

改正法附則第16条第1項の経済産業大臣の指定については、同項に指定の基準が規定されているところであり、より具体的には、次に掲げる事項その他の事情を総合して判断し、小売電気事業者間の適正な競争関係が確保されていないことにより、改正法第1条の規定による改正前の電気事業法（以下「旧電気事業法」という。）第6条第2項第3号の供給区域内の電気の利用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められる場合とする。なお、その判断に当たっては、原則として、低圧分野における直近の事情を用いることとし、（1）に掲げる事項に関する判断に当たっては、小売電気事業者の切替え（以下「スイッチング」という。）等に関する電気の利用者の認識度を調査したアンケートの結果及び当該供給区域におけるスイッチングの動向その他の事情を総合的に勘案し、（2）に掲げる事項に関する判断に当たっては、当該供給区域に係るみなし小売電気事業者と競争関係にある有力で独立した複数の小売電気事業者の存在、当該みなし小売電気事業者と競争関係にある小売電気事業者の追加的な供給能力の確保の見込みその他の事情を総合的に勘案し、（3）に掲げる事項に関する判断に当たっては、（2）に掲げる事項に関する判断を踏まえつつ、当該供給区域における小売電気事業者間の電気の調達に係る公平性、スイッチングを円滑にする仕組み及び体制の整備状況その他の事情を総合的に勘案することとする。

（1） 当該供給区域に係るみなし小売電気事業者によって小売供給に係る料金の値上げその他当該供給区域の電気の利用者の利益を阻害するおそれがある行為が行われた際、当該供給区域の電気の利用者が当該みなし小売電気事業者以外の小売電気事業者から小売供給を受けようとする蓋然性。

（2） 当該供給区域における小売電気事業者間の競争関係によって、当該供給区域に係るみなし小売電気事業者が小売供給に係る料金の値上げその他当該供給区域の電気の利用者の利益を阻害するおそれがある行為を行うことが十分に抑制される蓋然性。

（3） 当該供給区域における小売電気事業者間の適正な競争関係が長期的に継続する蓋然性。

(別紙) 経過措置料金が適用される指定旧供給区域の指定及び指定解除に係る基準②

第2 改正法附則第16条第2項の経済産業大臣の指定の解除

改正法附則第16条第1項の経済産業大臣の指定の解除については、同項に解除の基準が規定されているところであり、より具体的には、次に掲げる事項その他の事情を総合して判断し、小売電気事業者間の適正な競争関係が確保されたことにより、旧電気事業法第6条第2項第3号の供給区域内の電気の使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められなくなった場合とする。なお、その判断に当たっては、原則として、低圧分野における直近の事情を用いることとし、(1)に掲げる事項に関する判断に当たっては、スイッチング等に関する電気の使用者の認識度を調査したアンケートの結果及び当該供給区域におけるスイッチングの動向その他の事情を総合的に勘案し、(2)に掲げる事項に関する判断に当たっては、当該供給区域に係るみなし小売電気事業者と競争関係にある有力で独立した複数の小売電気事業者の存在、当該みなし小売電気事業者と競争関係にある小売電気事業者の追加的な供給能力の確保の見込みその他の事情を総合的に勘案し、(3)に掲げる事項に関する判断に当たっては、(2)に掲げる事項に関する判断を踏まえつつ、当該供給区域における小売電気事業者間の電気の調達に係る公平性、スイッチングを円滑にする仕組み及び体制の整備状況その他の事情を総合的に勘案することとする。

(1) 当該供給区域に係るみなし小売電気事業者によって小売供給に係る料金の値上げその他当該供給区域の電気の使用者の利益を阻害するおそれがある行為が行われた際、当該供給区域の電気の使用者が当該みなし小売電気事業者以外の小売電気事業者から小売供給を受けようとする蓋然性。

(2) 当該供給区域における小売電気事業者間の競争関係によって、当該供給区域に係るみなし小売電気事業者が小売供給に係る料金の値上げその他当該供給区域の電気の使用者の利益を阻害するおそれがある行為を行うことが十分に抑制される蓋然性。

(3) 当該供給区域における小売電気事業者間の適正な競争関係が長期的に継続する蓋然性。